

永露委員から「職員の不祥事への対応について」所管事務調査をしたい旨の申し出があります。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

○ 永露委員

昨今、連日のように職員の不祥事等が報道されております。そこで、職員の懲戒につきましてはそれぞれの自治体での権限の範疇に任せられております。ただ、その際の法的な対応について非常に疑問を、告発等を含めまして若干の疑問を感じておりますので、その点について少し議論をさせていただきたいということでの申し出でございます。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「職員の不祥事への対応について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「職員の不祥事への対応について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「職員の不祥事への対応について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

○ 永露委員

端的に行いますので、答弁のほうもよろしくをお願いいたします。まず最初に、刑事訴訟法の239条の2項で、次のように書かれております。「官吏または公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」という文があるんですね。ご存知だと思います。まず、この文章について、どのようにお考えになっているのか、人事課長、ご説明を、というよりもご所見を賜りたいと思います。

○ 人事課長

所見にはならないと思いますが、この部分につきましてはご指摘のとおり、職員の不祥事に関わりまして犯罪があると思料する場合は、該当することがございます。この部分につきましてはどういうふうに対応すべきかということで、私どもも法律の専門家ではございませんので、顧問弁護士等にも確認をさせていただいたところでございます。でございますので、私どもの見解というよりは、そういうふうな法律の専門家の見解でございますけれども、法の規定はあるけれども、必ずしも全てを告発する必要はないのではないかとということでございまして、告発するに該当するような、いわゆる法体系としての保護権益、事案の重大性、こちら辺を視点を置いて考えるべきではないかというような見解をいただいております。従いまして、具体的なお話をさせていただきますと、例えば横領行為があったという場合につきましても、その横領の全額を職員が返済をするというような場合につきましては、行政といたしましては実損ということがないので、告発をしない場合がある。あるいは、最近の例でございますが、公文書偽造につきましても、それについて行政としての実害が生じたか生じていないか、こちら辺を視点を考えるべきではないかという見解をいただいているところでございます。

○ 永露委員

想定どおりのご答弁です。ただし、それには大きな欠陥があります。あなたも分かっているはずですが、自分で言いながら。

まず後段のほうから。例えば全額返済とか、実害がなかったとかいうことについて、なんであなたがたが判断するんですか。それを判断するのは別のところでしょう。捜査機関なり司法機関でしょう。起訴するかどうか、受理するかどうか、起訴された場合に罪状はどれにあたるか、どの程度の罪状にあたるかどうかということ判断する時に、今言われたようなことが一つの判断材料として出されるのでしょうか。まさにそれは、あなた方の越権ですよ。いらんことですよ、そんなことまで考えるのは。そうでしょう、なんであなた方が判断しないといけないんですか、そこで。あなた方は司法機関ですか。

それと、顧問弁護士と呼ばれたと言いますけど、そういう考えに立つならば、この2項は要

らないじゃないですか。不必要じゃないですか。1項でまかなえるでしょう。「何人たりとも」ということになれば、「何人」の中には官吏・公吏も含まれるでしょう。今言われたことならば、この2項は必要ないですよ。「告発をすることができる」だけでいいじゃないですか。その判断はそれぞれの、今、あなたが言ったことでやれるのなら、2項は要らないじゃないですか。1項で十分でしょう。「何人も告発をすることができる」、それだけで十分じゃないですか。なんでわざわざ、この2項があるんですか。どこの顧問弁護士か知りませんが、そんな判断が通りますか。あなた、そのとおりに思ってますか、課長。するかしないかは、それぞれの役所の判断でできるんですか。どこから、この文章からそんな判断が出てきますか。部長、教えてください。

○ 総務部長

先程、人事課長が申しましたが、この「告発」という意味ですが、当然、直接業務に関することについては告訴という形をとります。これについて、私どもはするかしないかということにつきましては、以前の生活保護費の使い込みですね、この中でも告訴をすべきではないかというご意見もいろいろ頂きました。弁済ということの中で告訴しなかったわけですが、今回の告発、私どもがいろんな業務に、公務員、携わるわけですが、その中で犯罪的な行為、覚知すれば告発する義務があるというふうに認識しております。今、言っております内部での問題、こういったものにつきましては告訴という形が、するかしないかということ私どもが考えるべきであろう、と。それについては、状況を考える中ですべきものはするということでございまして、全てということではないというふうに認識をいたしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。

○ 永露委員

それも想定内です。あなたは、今言ったことは、230条にある告訴の案件を言ってるんだと思うんですよ。告訴については、被害者はすることができるという認定をされております。だから、それを抛り所に、官吏・公吏も告訴については、する・しないは勝手に決められる、自由であるという判断でしょう。しかし、告発については、第三者を訴えるんですよ。告訴も告発も、法的には同じことをやるんです。ただ、それが被害者であるかないかということだけなんです。被害者の場合は告訴をする・しないの自由はあります。ただ、239条の2項で「告発をしなければならぬ」ということの範囲には第三者も含まれているんですよ。これ、市の職員だけの問題じゃないんですよ。例えば公務員だけの問題じゃなくて、職務上明らかに犯罪有りと思料された時には、それが第三者であっても告発義務があるんです。ということは、第三者に対して告発の義務が課せられているということは、当然、同じ職員、内々の公務員に対しても、当然、告発義務があるんですよ。そこに裁量の余地はないんですよ。だから、素直に読んでください、この2項を。で、顧問弁護士が、そういう法律の規定はあるが、あえてしなくてはならないということではない、どんな法律の解釈ですか、それ。規定はあるなら、規定に従わなければいけないじゃないですか。それが法律でしょう。これは条例とか何とかじゃないんですよ。国の法律なんですよ。この2項の中から、する・しないは自由だという解釈はどこから出てくるんですか。教えてください。どこから出てきますか。この日本語の中の解釈から、どこにあるんですか。もし、そういうふうに、官吏・公吏においても、あなたが言うようなことならば、告発することはできるというふうに書けばいいじゃないですか。それで終わりじゃないですか。それをわざわざ、そんなことではなくて「しなければならぬ」と義務付けたことはなぜなんですか。あなたが言ってることなら、「告発することができる」で済む。それで終わりじゃないですか。なぜそうしなかったんですか。官吏・公吏にそれ以上のものを求めたんじゃないですか。してもしなくてもいいということじゃありませんよ、しなければなりませんよということ、この2項で限定したわけですよ。この限定された2項は、あなたの言われることならば、してもしなくてもいいということですよ。ご自由ですよ、ということですよ。じゃ、

何ですか、この2項は。最後に言います、もう一遍、答弁してください。

○ 総務部長

質問者、文言の中で今、ご意見を言われております。文言についてはそういうものでございますが、犯罪という大きさ、その中で、そこまで至るかどうかということ判断の中で、全てそれに該当するということではないというふうに認識をいたしておる、考えておる、弁護士等の意見もそうであったというふうにお答えをしたものでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○ 永露委員

それが間違いだと申し上げたでしょ。その判断をするのは、あなた方ではないんじゃないですか。それは捜査機関であり司法機関でしょう。告発を受けて、その内容によって受理するかしないか、受理されても、その重さを決める時に、社会的な制裁を受けたとか、あるいは全額を返済したということが情状酌量になるんでしょう。その材料になるんですよ。それを、する・しないを、その段階であなたが酌量してどうするんですか。まさに越権行為じゃないですか。それなら何ですか、捜査機関、司法機関は要らないじゃないですか。そういうことがあなた方に求められているんですか、公務員に。求められていないでしょう。その仕事はその仕事でやるんですよ。

それともう一つ、例えば、ほとんどの場合、あなた方は告発しません。したことないでしょう、あんまり。よそも含めて、一般に、告訴しない方針とか、全額返済されたとか、社会的制裁を受けたということで。多分にそういうことのほうが多いんですよ。ゼロとは言いませんよ。ただ、告発義務がある。ということは、これをしなかった場合には、地方公務員法の29条の2項の「職務上の義務違反」とか「職務怠慢」になるんですよ。すなわち、しなかったら、また戻って、懲戒処分の対象になることだってあり得ると私は思っているんですよ。これは、平成14年の衆議院の質問書に対する政府答弁で、そういうことも当然考えられるということの具体的な答弁がっておりますよ。私もそう思います。だから、それだけ、公務員に対しては厳しいものが求められているということです。全てに、いろんなところに。一般の方とは違いますよ、と。一般の方はしてもしなくてもいいです、ただし公務員についてはきちんとしなさい、その代わり身分の保障もしますよ、まともに勤め上げれば退職金もきちんとお支払いします、というプラスの面があるだけに、その点の制約も非常に多いんですよ、公務員は。だから、今、地方公務員法の29条の2項の懲戒処分の内容について、例えば告発しなかった場合に、それが懲戒処分の対象になる可能性は、私は高いと思っているんです。だから、これについてはもう少し調べてください。研究してください。それと、今、申し上げました296条の2項の解釈について、今、あなた方が参考にされたのは顧問弁護士、法律顧問を参考にということですがね、それはちょっと、おかしい。そんな解釈をしたらおかしいよ。顧問弁護士がこう言われたからそうですということじゃなくて、あなた方も少し真剣に考えてみたらどうですか。まさにそれも、職務の一つだと思いますよ。今、申し上げたことについて、いかがですか。

○ 総務部長

質問者の言われることにつきまして、考えさせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 16 : 23